

駐車場整理員（会計年度任用職員）採用試験案内
〔愛媛県立今治病院〕

令和2年1月14日
愛媛県立今治病院

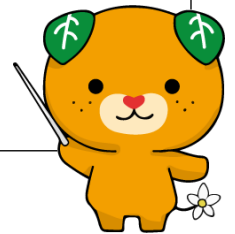
愛媛県立今治病院で勤務する駐車場整理員採用のための試験を次のとおり行います。

- 受付期間 令和2年1月14日(火)10:00～令和2年2月7日(金)17:15
- 試験日 令和2年2月12日(水)～19日(水)(実施日は調整できます)
- 試験会場 愛媛県立今治病院(今治市石井町4丁目5-5)
- 採用予定日 令和2年4月1日以降

従来の「特別職非常勤職員」から「会計年度任用職員」へ制度が移行します。

《主な相違点》

- 県立病院での任用実績にかかわらず、何度でも応募できます。
- 経験年数に応じた昇給や、フルタイム職員への退職手当の支給など、待遇が良くなります。



1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

区分	採用予定人員	勤務先	職務内容
駐車場整理員 地方公務員法 (令和2年4月 1日改正後) 第22条の2 第1項の会計 年度任用職員	4人程度	愛媛県立今治病院	県立病院において駐車場の整理等の業務に従事します。

2 受験資格

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
※ 特別職非常勤職員として雇用されたことがある方も受験できます。

3 試験の方法等

種目	試験の内容
面接試験	人物について総合的に評価するため、個別面接を行います。

4 試験の日時、場所

- (1) 試験日 令和2年2月12日(水)～2月19日(水)(実施日は調整できます)
(2) 試験実施場所 愛媛県立今治病院(今治市石井町4丁目5-5)
(3) その他 集合時刻などの詳細は、令和2年2月10日(月)までにお知らせします。2月10日(月)までに連絡がない場合は、病院事務局までお問い合わせください。

5 受験申込み方法

次のとおり、郵送又は下記(2)申込方法に記載の申込み先までお持ちいただくかのいずれかの方法で申し込んでください。

※ 他の試験区分との併願はできません。

(1)受付期間

令和2年1月14日（火）～令和2年2月7日（金）（当日消印有効）

(2)申込方法

市販の履歴書に必要事項を記入し、履歴書の左上の余白に「駐車場整理員」と記載のうえ、下記の提出先へ提出してください。

申込み先：愛媛県立今治病院総務課 **駐車場整理員試験担当**

〒794-0006 今治市石井町4丁目5-5

6 採用

試験合格者は、令和2年4月1日以降に採用されます。

7 採用後の勤務条件

(1)任用期間

1 会計年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）内。

勤務成績が良好であれば、最大2回まで再度任用されます（最長3年間）。

その後も公募による採用試験を受験可能です。

※ 任用回数、年齢による応募制限はありません。

(2)勤務時間及び休日

1 週間について29時間とし、勤務時間は院長が割振ります。

(3)服務

会計年度任用職員には、次のとおり、地方公務員法の服務の規定が適用されます。

パートタイム勤務の場合は、営利企業への従事等が可能ですが、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止等の観点や、法定労働時間（週40時間）の超過に係る確認のため、兼業する場合は所属への届出が必要です。

- ・服務の宣誓（第31条）
- ・秘密を守る義務（第34条）
- ・職務に専念する義務（第35条）
- ・争議行為等の禁止（第37条）
- ・営利企業への従事等の制限（第38条）

(4)給与等

① 1年目は月額113,120円（令和2年1月1日現在）の基本給が支給されます。

② 令和3年度以降、会計年度任用職員としての経歴に応じて昇給があります。

③ 要件に該当する者に対しては、通勤手当、超過勤務手当、期末手当（年2.6月分）等が支給されます。

⑤ 社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）が適用されます。

※ これらの勤務条件は、改定されることがあります。

(年収モデル)

令和2年度(採用初年度)				最大年収			
月額	年額	期末手当	年収	月額	年額	期末手当	年収
113,120	1,357,440	191,172	1,548,612	120,641	1,447,692	313,666	1,761,358

※ 給与月額及び期末手当支給率は、改定されることがあります。

※ 標準的な場合を想定した試算額であり、任用期間や勤務状況等により、上記のとおりにならないこともあります。

8 お問い合わせ先

申込方法等に関する問い合わせは、愛媛県立今治病院総務課へお問い合わせください。〔電話 0898-32-7111〕

受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）受け付けます（原則、電話で問い合わせてください。）。